

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称		政策会議
日 時		令和7年1月14日(火) 午後1時30分～午後3時46分
場 所		本庁舎3階3A会議室
出席者	出 席	市長、石原副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、担当 秘書課長

議題1：秦野市既成宅地防災工事補助金交付要綱の一部を改正することについて		
担 当 部 課 等	くらし安心部防災課	
説 明 者	くらし安心部長、防災課長、課長代理（防災担当）	
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり	
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり	
会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 資料2のイメージ図に関して、補助金の交付対象となるには、建物全てが「がけの下端からの距離」に入っている必要があるのか。 答. 住宅に影響がある場合、一部だけでも対象となる。 問. 去年の台風第10号の被害住宅のうち、何件が対象となるのか。また、1件当たりの補助金額の見込みはどのようなか。 答. 台風第10号で被害を受けた住宅は40件あり、うち3件は擁壁が崩れたため、対象となり得る。また、1件当たりの補助金額は、200万円と見込んでいる。 意見. 要綱別表において、構造物及び排水施設が定められているが、新たな工法等に適宜対応するため、ある程度幅を持たせた表現に見直すことも検討されたい。 問. 現行の要綱の適用事例はあるのか。 答. 平成25年度に適用した大椿台のがけ崩れ2件のみ。	
会 議 結 果	原案了承	

議題2：保健福祉センターの特定天井及び空調設備の改修方針について		
担 当 部 課 等	福祉部地域共生推進課、都市部公共建築課	
説 明 者	福祉部長、地域共生推進課長、課長代理（福祉総務担当）	

	都市部長、公共建築課長、課長代理（建築担当）、課長代理（設備担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 天井工事の工期が7か月、空調工事の工期が21か月とされているが、工事中は施設が使用できないのか。 答. 直天井化の工事は多目的ホールのみだが、足場を全体に組む必要があるため、7か月間は使用できない。空調については、フロア・エリア別に工事を行うため、工事していないエリアは使用可能である。 問. 天井撤去後にも作業があるのか。 答. 直天井が目立たないように処置を行う予定。 問. D案のガス式については、都市ガスだけでなく、プロパンガスも検討したのか。 答. プロパンガスを使用する場合、約3トンのタンクを用いても一週間しかもたず、複数のタンクを設置する場合は、防火設備の追加も必要となる。また、燃料費を比較した場合、プロパンの方が、都市ガスより1.5倍のコストがかかる。 問. 電気式の場合、機器の保守や耐用年数においてもメリットがあるのか。 答. ガス式の場合、フィルター等の清掃を要するため、電気式より保守にひと手間かかる。耐用年数は電気式とガス式のどちらも15年である。 問. 特定天井について、令和8年度から工事着手を予定しているが、令和7年度中に応急的な補強を行うことは可能か。 答. 施工のコスト等を考慮して検討する。 問. 保健福祉センターは、文化会館の代替施設としても使用されると思うが、文化会館の休止に伴い使用状況に変化はあるか。また、使用できない期間は重複することになるのか。 答. 文化会館の休止に伴い、多目的ホールの使用申込みが増えると思っていたが、今のところ申込みなどに大きな変化はない。文化会館は令和8年4月から全面的に使用できるため、使用できない期間は重複しない。 意見. 本件は電気式を採用するが、小・中学校はプロパンガス式であるため、採用の考え方の違いを整理しておくこと。
会 議 結 果	原案了承

議題 3：秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて

担当部課等	福祉部地域共生推進課
説明者	福祉部長、地域共生推進課長、課長代理（福祉総務担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 委員の構成について、その他の者はどのような職種を想定しているか。 答. 医療的ソーシャルワーカー、大学教授などの学識経験者のほか、行政職として神奈川県関係機関の職員などを想定している。 問. 他自治体では自治会長や民生委員も委員になっているが、その辺りも含めて検討しているのか。 答. 5 人の内訳としては、医師 2 人、弁護士 1 人、学識経験者 1 人、行政職 1 人を考えている。 問. 委員報酬を医師以外の者も含めて同額としているが、医師と他の委員で金額を分けている介護認定審査会などの違いについて、どのように考えているか。 答. 介護認定審査会は、具体的には、医師が他の委員に主治医意見書の内容などを説明する役割を担っており、そのことが金額の差の根拠になると思われるため、本件とは性質が違っていると考えている。 問. 他自治体において、医者と医者以外の者で報酬に差を設けているが、どのような理由であるか。 答. 元々、人事の規定において医師の金額を高く設定している場合や、医師の専門性に着目して金額に差を設けている場合などがある。
会議結果	原案了承

議題 4：秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

担当部課等	福祉部高齢介護課
説明者	福祉部長、高齢介護課長、課長代理（高齢者支援担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり

会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 職種の配置基準について、例えば3職種のうち1職種を常勤換算で非常勤職員とすることは可能か。 答. 可能である。 問. 本市で同一法人に委託している包括はあるのか。 答. 7つのうち2つの包括は、同一法人が受託している。 問. 同一法人が受託していても、人員確保に支障はないか。 答. 現状では確保出来ているが、将来的に難しくなる可能性はある。
会 議 結 果	原案了承

議題5：医療的ケア児等の支援体制の充実について

担 当 部 課 等	福祉部障害福祉課 こども健康部保育こども園課、こども家庭支援課、 こども育成課 教育部教育総務課、教育指導課
説 明 者	福祉部長、障害福祉課長、保育こども園課長、こども家庭支援課長、こども育成課長、教育総務課長、教育指導課長
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 小学校における受け入れの判断基準はどのようなか。 答. 教育支援協議会で熟議のうえ、受け入れの可否を判断する。 問. 新たに設置する入園・入学支援連携会議では、受け入れの可否を判断しないのか。 答. 主治医が学校の状況を全て把握しているわけではないため、在宅の状況なども踏まえ、会議の中で情報を整理し、最終的には教育支援協議会の中で判断する。 問. 受け入れの判断は主治医の判断に依るところが大きいのか。 答. 主治医の判断と、各施設の状況によって判断する。 問. 受け入れると判断した場合、看護師をどのように配置するのか。 答. 児童の医療的ケアの状況によって、会計年度任用職員として常駐の配置とするか、定時来校の派遣契約とするかなどを判断する。

	問. 市の費用負担はあるのか。 答. 看護師派遣に係る人件費等のほか、医療的ケア児等コーディネーターの委託料が見込まれる。 問. 在宅での生活支援に留まっている医療的ケア児も、こども園や放課後児童ホームに入園を希望する場合は、看護師を配置するため、予算措置を行う必要があるのか。 答. 受け入れると判断した場合は、適宜対応が必要となる。 問. 県内の他自治体の状況はどのようなか。 答. 約4分の3の自治体が既に受け入れを行っている。 問. 市としての受け入れ体制を整えることは必要だが、まずは医療的ケア児への市の姿勢を整理すべきである。この政策会議で何を決定するのか。 答. これまで学校への受け入れを教育委員会で個別に対応してきたが、医療的ケア児に関わる部署での全体的な方針が定まっていないことから、方向性を整理するために付議した。 意見. 国の考え方を踏まえると、市として可能な限り対応するのは当然である。市の対応の全体像について、予算的な部分も含めて整理すべきである。
会 議 結 果	医療的ケア児については、小学校では既に受け入れを行っていることから、市全体としての支援体制について、予算的な部分も含めて整理を行うこと。 なお、これを踏まえ、政策決定の必要性について、改めて整理すること。

議題6：带状疱疹ワクチンの定期接種の開始及び助成について	
担 当 部 課 等	こども健康部健康づくり課
説 明 者	こども健康部長、健康づくり課長、地域医療推進担当課長、課長代理（健康づくり担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 他のB類定期予防接種の自己負担割合は、何割であるか。 答. いずれも3割程度である。 問. 肺炎球菌ワクチンの令和元年度～5年度の平均接種率から、接種率 21.20%と想定しているが、肺炎球菌ワクチンは平成26年度から費用の助成を行っている。制度開始時の方が、接種率は高いのではないか。

	答. 肺炎球菌ワクチンは、当初の平成 26 年度～30 年度の期間で接種が進まなかったことから、更なる接種機会の提供のため、令和元年度～5 年度でも実施しており、当初期間の平均接種率は 42%程度であった。ただし、带状疱疹ワクチンの方が、自己負担額が高いため、接種率がどの程度となるか想定しづらいところがある。 問. 他自治体の接種対象者は、本市と同様の年齢設定であるか。 答. 既に任意接種で 50 代を対象として一部助成を実施している自治体については、見直しを行う可能性がある。
会 議 結 果	原案了承

議題 7：秦野赤十字病院小児救急医療の運営に係る支援について

担当部課等	こども健康部健康づくり課
説 明 者	こども健康部長、健康づくり課長、地域医療推進担当課長、課長代理（健康づくり担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 付議事案書に「地域医療の充実・強化」との記載があるが、現行の対応が改善されるということか。 答. 日赤が独自に実施している平日夜間と土曜日の診療を P R して、今よりも市民が日赤を受診するように誘導し、将来的に、日赤が輪番制へと復帰することで、地域医療の充実・強化につなげることを目指すもの。 問. 輪番制に復帰した場合、今回の補助金は、3 年を経過しなくても取り止めとするのか。 答. 輪番制に復帰すると、県の補助金の交付対象となるため、年度で区切って取り止めとする可能性はある。 問. 今回の支援の目的は、輪番制復帰というよりも、日赤の独自の取組みを市民に周知し、本市の小児救急体制の充実を図るということでしょうか。 答. そのとおり。本市の子どもたちが身近な場所で適切な診療を受けられることを広く周知し、小児救急体制の充実につなげたい。 問. 119 番では日赤を案内しているか。 答. 火曜日・木曜日の夜間、土曜日の日中については、119 番の

	対応の中で日赤を案内している。 問．輪番制に復帰することで、秦野市民にとってサービス低下にはならないか。 答．日赤は輪番制の復帰に際して、受診日数を増やすことも検討しており、その場合は市内で受診できる日数が増えるため、市民へのサービス向上につながる。 問．日赤が実施している小児救急事業を、輪番制の運営費の補助対象としてもらえるように、県に対して働きかけることはできないか。 答．これまでに県に対して要望は行っており、今後も継続して協議していく。
会 議 結 果	原案了承